



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月4日火曜日 第2550号

◇ 目次 ◇

指定代理納付者の指定.....	(総務管理課) ...	111
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	111
漁業の許可又は起業の認可の申請期間(2件).....	(水産課) ...	111
海岸保全区域の指定の一部改正.....	(港湾海岸課) ...	111
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	115
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	115
道路の区域変更(県道野佐来八幡浜線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	115
道路の供用開始(一般国道380号).....	(") ...	115
道路の供用開始(県道内子双海線).....	(") ...	116

公 告

技能検定の実施(前期).....	(労政雇用課) ...	116
技能検定の実施(随時).....	(") ...	117
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	(建築住宅課) ...	117

雑 報

環境影響評価書の縦覧について.....	(環境政策課) ...	118
南愛媛第二風力発電事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の縦覧について.....	(") ...	119

告 示

○愛媛県告示第247号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成26年3月4日

愛媛県知事 中村時広

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

○愛媛県告示第248号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年3月4日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
四国中央市富郷町寒川山字元長セ乙993の8から乙993の10まで
- 保安林として指定された目的

○愛媛県告示第251号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定(昭和33年3月愛媛県告

水源^{かん}の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第249号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年3月4日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年3月4日から17日まで

○愛媛県告示第250号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年3月4日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年3月4日から17日まで

示第277号)の一部を次のように改正する。

平成26年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
燧 灘 沿 岸				燧 灘 沿 岸			
海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域	海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域
省略				省略			
有津港 (今治 市)	尾浦	尾浦	<u>基点20から基点29までを順次結んだ線並びに基点29、補助点27、補助点26、補助点25、補助点24、補助点23、補助点22、補助点21及び基点20を順次結んだ線により囲まれた区域</u> 基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北) 基点20は、大深山四等三角点(北緯34度12分20秒、東経133度06分17秒)から204度30分00秒717.61メートルの地点 基点21は、基点20から0度00分00秒20.00メートルの地点 基点22は、基点21から84度18分29秒50.00メートルの地点 基点23は、基点22から90度21分14秒40.57メートルの地点 基点24は、基点23から101度27分46秒40.70メートルの地点 基点25は、基点24から117度00分51秒63.78メートルの地点 基点26は、基点25から59度11分20秒40.95メートルの地点 基点27は、基点26から141度15分23秒181.27メートルの地点 基点28は、基点27から166度54分35秒105.00メートルの地点 基点29は、基点28から266度05分42秒20.10メートルの地点 補助点21は、基点20から180度00分00秒30.25メートルの地点 補助点22は、基点22から177度19分52秒50.07メートルの地点 補助点23は、基点23から193度23分37秒51.34メートルの地点 補助点24は、基点25から181度53分39秒59.15メートルの地点 補助点25は、基点26から198度25分49秒77.46メートルの地点 補助点26は、基点27から242度02分30秒51.73メートルの地点 補助点27は、基点28から260度54分17秒	有津港 (伯方 町)	尾浦	尾浦	イ線、ロ線、ハ線及びニ線により囲まれた区域 注 イ線 大字木浦字鮎甲2691番地々先尾浦海岸護岸起点標柱から大字木浦字尾浦海岸の起点番外2番地々先防砂堤先端を経て字尾浦甲2783番地々先突堤先端中央部を通り字梅甲2862番地々先尾浦護岸終点まで引いた線 ロ線 イ線の終点より大字木浦字梅甲2862番地々先尾浦海岸護岸終点から零度20メートルの地点まで引いた線 ハ線 ロ線の終点より大字木浦字鮎甲2691番地ノ3尾浦海岸護岸起点から90度20メートルの地点に至る陸地側20メートルの線 ニ線 ハ線の終点とイ線の起点を結んだ線

			50.12メートルの地点				
				同	同	梅	<p>イ線、口線、八線、二線及びホ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 大字木浦字梅甲2905番地の1地先梅海岸起点から288度40メートルの地点まで引いた線</p> <p>口線 イ線の終点から大字木浦字梅番外3番地々先梅海岸護岸終点大字木浦大字有津境界の府県道宮窪東伯方線道路護岸天端前肩まで引いた線</p> <p>八線 口線の終点から54度20メートルの地点まで引いた線</p> <p>二線 八線の終点よりイ線の起点から105度10メートルの地点まで引いた線</p> <p>ホ線 二線の終点とイ線の起点を結んだ線</p>
同	有津	有津	<p>基点1から基点19までを順次結んだ線並びに基点19、補助点20、補助点19、補助点18、補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、大深山四等三角点(北緯34度12分20秒、東経133度06分17秒)から242度03分22秒1.512.69メートルの地点</p> <p>基点2は、基点1から302度11分09秒75.94メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から7度14分12秒58.92メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から20度24分43秒37.68メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から28度01分50秒123.60メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から48度15分11秒365.39メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から54度11分42秒182.37メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から69度18分19秒44.99メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から81度14分08秒95.69メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から90度47分45秒79.92メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から101度58分37秒97.90メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から110度49分24秒61.74メートルの地点</p>	同	有津	有津	<p>イ線、口線、八線、二線、ホ線及びへ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 大字木浦字梅番外3番地々先大字木浦大字有津境界の府県道宮窪東伯方線道路護岸天端前肩から234度30メートルの地点まで引いた線</p> <p>口線 イ線の終点から大字有津字明神ヶ崎甲2293番地々先矢崎突堤基部標柱から34度30メートルの地点に至る有津海岸護岸並に府県道宮窪東伯方線道路護岸天端前肩から海面側30メートルの線</p> <p>八線 口線の終点から214度30メートルの地点まで引いた線</p> <p>二線 八線の終点より大字有津字明神崎甲1848番地々先府県道宮窪東伯方線道路護岸天端前肩から260度20メートルの地点まで引いた線</p> <p>ホ線 二線の終点より有津海岸起点字梅番外3番地々先大字木浦大字有津境界の府県道宮窪東伯方線道路護岸天端前肩から54度20メートルの地点に至る陸地側20メートルの線</p> <p>へ線 ホ線の終点とイ線の起点を結んだ線</p>

基点13は、基点12から127度22分16秒
128.52メートルの地点

基点14は、基点13から131度46分48秒
165.82メートルの地点

基点15は、基点14から217度35分58秒
176.54メートルの地点

基点16は、基点15から127度32分54秒
99.81メートルの地点

基点17は、基点16から217度47分00秒
29.99メートルの地点

基点18は、基点17から127度10分46秒
18.85メートルの地点

基点19は、基点18から217度44分15秒
20.00メートルの地点

補助点 1 は、基点 1 から99度22分57秒
38.92メートルの地点

補助点 2 は、基点 1 から63度24分27秒
93.31メートルの地点

補助点 3 は、基点 3 から94度24分54秒
63.78メートルの地点

補助点 4 は、基点 5 から146度17分45秒
66.97メートルの地点

補助点 5 は、基点 5 から107度43分48秒
68.98メートルの地点

補助点 6 は、基点 5 から68度50分55秒
180.63メートルの地点

補助点 7 は、基点 6 から112度02分20秒
85.62メートルの地点

補助点 8 は、基点 6 から117度03分59秒
97.43メートルの地点

補助点 9 は、基点 7 から140度06分36秒
78.93メートルの地点

補助点10は、基点 8 から188度16分32秒
57.15メートルの地点

補助点11は、基点 8 から165度16分14秒
50.27メートルの地点

補助点12は、基点 9 から176度00分57秒
50.17メートルの地点

補助点13は、基点10から186度23分11秒
50.24メートルの地点

補助点14は、基点11から199度29分24秒
50.43メートルの地点

補助点15は、基点12から191度17分38秒
51.20メートルの地点

補助点16は、基点14から269度31分04秒
63.52メートルの地点

補助点17は、基点15から262度34分26秒
70.74メートルの地点

補助点18は、基点17から285度45分59秒
53.93メートルの地点

補助点19は、基点17から262度28分53秒
71.09メートルの地点

補助点20は、基点19から217度48分49秒

			30.00メートルの地点				
熊口港 (今治市)	省略			(56条)	省略		
				熊口港 (伯方町)			
省略				省略			

○愛媛県告示第252号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 3月 4日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中久土第1171号 平成26年 2月20日	上浮穴郡久万高原町入野1828番、1829番3、1850番、1853番1、1855番1、1855番4、1855番1地先農道	上浮穴郡久万高原町久万212番地 久万高原町長 高野 宗城

○愛媛県告示第253号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町明神1507番から 同町明神451番2まで	旧	メートル 4.3~32.7	キロメートル 1.155	
			新	11.2~93.8	1.155	

○愛媛県告示第254号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市稲積176番地先から 同市稲積494番まで	旧	メートル 4.2~9.7	キロメートル 0.480	
			新	6.7~28.1	0.480	

○愛媛県告示第255号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町日野川23番2から 同町日野川1610番3まで	平成26年 3月 4日

○愛媛県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成26年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町河内2070番2から 同町河内2070番4まで	平成26年 3月 4日

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成26年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鑄造、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、石材施工、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	1級及び2級
造園、鑄造、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成26年 6月 4日（水）から 9月 9日（火）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鑄造、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級	平成26年 7月20日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	1級及び2級	平成26年 8月24日(日)
金属熱処理	3級	
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び商品装飾展示	1級及び2級	平成26年 8月31日(日)

鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装及びフラウ一装飾	1 級及び 2 級	平成26年 9 月 7 日(日)
---	-----------	------------------

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成26年 4 月 7 日（月）から18日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内
愛媛県職業能力開発協会

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成26年 3 月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	3 級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎 1 級及び基礎 2 級

注 3 級の試験については、当該職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成26年 4 月 1 日（火）から平成27年 3 月31日（火）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成26年 4 月 1 日（火）から平成27年 3 月31日（火）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内
愛媛県職業能力開発協会

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普

及センターに行わせる。

平成26年 3 月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

- (1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成26年7月6日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成26年9月14日(日)午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成26年7月27日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成26年10月12日(日)午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者であって、受験申込書に平成25年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は不合格の通知書を添えているもの

(イ) 受験申込書にやむを得ない理由により直接提出することができないことを証する書面を添えている者

イ 受験申込書は、平成26年3月17日(月)から3月31日(月)までの間に、ウ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付すること。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

ウ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

① 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求

② 公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求

(イ) 提出先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部
(〒104 0031 東京都中央区京橋2丁目14番地1)

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成26年3月24日(月)午前10時から3月31日(月)午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成26年4月10日(木)から4月14日(月)までの午前10時から午後5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内)

(イ) 提出先

公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内)

4 建築設計製図の課題

平成26年6月11日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(広島県広島市中区大手町二丁目11番15号)及び公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5)に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成26年8月26日(火)(予定)付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成26年9月9日(火)(予定)付けで通知する。

6 合格発表

平成26年12月4日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。

雑 報

○公 告

環境影響評価書の縦覧について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第41条第1項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)第52条の規定により読み替えて適用される同条例第21条の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同条例第41条第1項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第23条の規定により、次のとおり公告し、評価書を縦覧に供する。

平成26年3月4日

今治市長 菅 良 二

1 都市計画決定権者の名称

今治市

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 今治市新ごみ処理施設整備事業

(2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業

(3) 規模 ア 可燃ごみ処理施設

1日当たりの処理能力 174トン

イ リサイクルセンター

1日当たりの処理能力 41トン

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

今治市町谷地内他

4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

今治市

5 評価書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 今治市役所、今治クリーンセンター、愛媛県庁

- (2) 縦覧期間 平成26年3月4日から4月3日まで
(3) 縦覧時間 9時から17時まで

○公 告

南愛媛第二風力発電事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の3の規定により、次の対象事業について計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第13条の規定により、次のとおり公告し、配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）を縦覧に供する。

なお、この配慮書等について、環境の保全の見地から意見を書面により提出することができる。

平成26年3月4日

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良

1 事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 電源開発株式会社
(2) 代表者 取締役社長 北村 雅良
(3) 所在地 東京都中央区銀座6丁目15番1号

2 第一種事業の名称

南愛媛第二風力発電事業（仮称）

3 第一種事業により設置されることとなる発電所の種類及び出力

- (1) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業（陸上）
(2) 出 力 最大25,400キロワット（風力発電機の台数 9基～13基程度）

4 第一種事業実施想定区域

愛媛県宇和島市津島町下畑地及び愛媛県南宇和郡愛南町僧都地区

5 配慮書等の縦覧及び公表の方法並びに期間

- (1) 縦覧場所 愛媛県民環境部環境局環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）
宇和島市市民生活部生活環境課（愛媛県宇和島市曙町1番地）
愛南町環境衛生課（愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地）
(2) 縦覧期間 平成26年3月4日（火）から平成26年4月3日（木）まで
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
(3) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

なお、配慮書等の電子版は当社ホームページにおいて、平成26年3月4日（火）から平成26年4月3日（木）までご覧いただけます。

6 意見書の提出

配慮書等について、環境の保全の見地から意見を有する者は、意見を書面により提出することができます。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限 平成26年4月3日（木） 必着
(2) 提出先 〒104 8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 宛
(3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である配慮書に記載された対象事業の名称
ウ 配慮書についての環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
なお、意見書は縦覧期間中、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただけます。